

2025年度 環境調査結果

報告書

2026年3月

幸 田 町

目次

1	業務概要	1
1-1.	業務目的	1
1-2.	業務概要	1
1-3.	業務項目	1
1-4.	調査対象地域	3
(1)	水質検査（工場、事業所排水）	3
(2)	地下水水質検査（井戸水）	3
(3)	河川水質検査	3
(4)	大気質検査	3
(5)	騒音（道路）測定	4
(6)	農薬汚染調査	4
2	調査方法	19
(1)	水質検査（工場、事業所排水）	19
(2)	地下水水質検査（井戸水）	20
(3)	河川水質検査	21
(4)	大気質検査（井戸水）	21
(5)	騒音（道路）測定	22
(6)	農薬汚染調査	22
3	調査結果	23
(1)	水質検査（工場、事業所排水）	23
(2)	地下水水質検査（井戸水）	25
(3)	河川水質検査	27
(4)	大気質検査	31
(5)	騒音（道路）測定	32
(6)	農薬汚染調査	33

資料編

- ・河川水質検査 年度別記録
- ・大気質検査 年度別記録
- ・騒音（道路）測定 年度別記録

1 業務概要

1-1. 業務目的

本業務では、幸田町地内の環境測定調査を行い、過年度に実施した環境測定調査を視野に入れ、その調査結果の分析及び評価（客観的なデータ整理）を行うことを目的とした。

1-2. 業務概要

業務の概要を表 1-1 に示す。

表1-1 業務の概要

項 目	業務の概要
業 務 名	環境測定業務
業 務 場 所	幸田町地内（図 1-1～図 1-6 参照）
履 行 期 間	2025 年 5 月 16 日から 2026 年 3 月 31 日まで
委託代金額	金 3,300,000 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 300,000 円
発 注 者	幸田町 代表者 幸田町長 成瀬 敦
受 注 者	受託人 氏名 エヌエス環境株式会社 中部支社長 中村 稔 住所 名古屋市守山区瀬古東 2-907

1-3. 業務項目

業務項目を表 1-2 に、調査概要一覧を表 1-3 に示す。

表1-2 業務項目

項 目	数量	単位	摘 要
1. 水質検査（工場、事業所排水）	1	回	試料採取、現地観測及び室内分析
2. 地下水水質検査（井戸水）	1	回	試料採取、現地観測及び室内分析
3. 河川水質検査	2	回	試料採取、現地観測及び室内分析
4. 大気質検査	2	回	試料採取、現地観測及び室内分析
5. 騒音（道路）測定	1	回	現地観測及びデータ解析
6. 農薬汚染調査	1	回	料採取、現地観測及び室内分析
7. 報告書作成	1	式	
8. 打合せ協議	1	式	着手時、成果品納入時の 2 回

表1-3 2025年度 調査概要一覧

区分	業務内容	対象地点	項目数	回数	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考		
排水水質検査	工場排水	町内6事業所	23	1回/年				●									
	事業所排水	町内3事業所						●									
地下水水質検査 (井戸水)	町内一般住宅等 11ヶ所	坂崎学区	37	1回/年						●							
		幸田学区							●								
		① 中央学区							●								
		⑦ 荻谷学区							●								
		深溝学区							●								
		豊坂学区							●								
		⑧ 小林宅（坂崎）（定点）							●								
		⑨ 清水宅（大草）（定点）							●								
		⑩ 加藤宅（大草）（定点）							●								
		⑪ 健康の道（荻）（定点）							●								
		町内事業所 1ヶ所			⑫ 白光舎（定点）					●							
	河川水質検査	生活環境項目14項目 または 生活環境項目6項目	① 柳川（稲熊野橋）	14（夏季） 6（冬季）	2回/年		●				●						
			② 柳川（楠橋）				●				●						
③ 石川（下橋）						●				●							
④ 広田川（新田橋）						●				●							
⑤ 相見川（新御殿橋）						●				●							
⑥ 田多美川（赤川宅裏橋）						●				●							
⑦ 尾浜川（御櫻橋）						●				●							
⑧ 前田川（前田橋）						●				●							
⑨ 赤川（広田川合流）						●				●							
⑩ 広田川（広田橋）						●				●							
⑪ 前野川（前野橋）						●				●							
⑫ 広田川（神前橋）						●				●							
⑬ 舟山川（中川橋）						●				●							
⑭ 拾石川（海谷橋）						●				●							
⑮ 足後川（落合橋）						●				●							
⑯ 拾石川（掘留橋）						●				●							
健康項目9項目及び n-ヘキサン抽出物質		④ 広田川（新田橋）	10							●							
		⑭ 拾石川（海谷橋）								●							
大気質検査		幸田町地内 1地点	保健センター	10		2回/年		●						●			
騒音測定		道路騒音測定 (7日間連続測定)	国道または主要道路沿 1地点	1		1回/年							●				
農業汚染調査	ゴルフ場1ヶ所	葵カントリークラブ（池）	6	1回/年							●						

<凡例> ●は調査実施月を示す。

1-4. 調査対象地域

(1) 水質検査（工場、事業所排水）

調査地点を図 1-1 に、調査項目の一覧表を表 1-4 及び表 1-5 に示す。

調査は、幸田町内 9 事業所（工場事業所 6 カ所及び営業事業所 3 カ所）で行った。

調査項目は、排水基準全 42 項目のうち、生活環境項目（15 項目）と健康項目（8 項目）の計 23 項目を実施した。

調査は、9 月 24 日に実施した。

(2) 地下水水質検査（井戸水）

調査地点を図 1-2 に、調査項目の一覧表を表 1-6 に示す。

調査は、幸田町内 12 地点（①～⑦坂崎学区、幸田学区、中央学区、荻谷学区、深溝学区、豊坂学区のうちから 7 地点選定、⑧小林宅（坂崎）、⑨清水宅（大草）、⑩加藤宅（大草）、⑪健康の道（荻）⑫白光舎）で行った。

調査項目は、水道水質基準項目のうち 26 項目に揮発性有機化合物（VOC）11 項目を加えた計 37 項目を実施した。

調査は、11 月 20 日に実施した。

(3) 河川水質検査

調査地点を図 1-3 に、調査項目の一覧表を表 1-7 及び表 1-8 に示す。

調査は、幸田町内 16 地点（①柳川（稲熊野橋）、②柳川（楠橋）、③石川（下橋）、④広田川（新田橋）、⑤相見川（新御殿橋）、⑥田多美川（赤川宅裏橋）、⑦尾浜川（御櫻橋）、⑧前田川（前田橋）、⑨赤川（広田川合流）、⑩広田川（広田橋）、⑪前野川（前野橋）、⑫広田川（神前橋）、⑬舟山川（中川橋）、⑭拾石川（海谷橋）、⑮足後川（落合橋）、⑯拾石川（掘留橋））で行った。

夏季に調査地点①～⑯にて、生活環境項目が設定されている 14 項目を実施した。

冬季に調査地点①～⑯にて、生活環境項目が設定されている 6 項目を実施した。

また、調査地点④及び⑭は、健康項目が設定されている 9 項目及びノルマルヘキサン抽出物質を実施した。

調査は、夏季を 7 月 22 日、冬季を 11 月 27 日に実施した。

(4) 大気質検査

調査地点を図 1-4 に、調査項目の一覧表を表 1-9 に示す。

調査は、幸田町保健センター（幸田町大字菱池字錦田 84 番地）で行った。

調査項目は、環境基準値が定められている 10 項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ダイオキシン類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ベンゼン）を実施した。

調査は、夏季を 7 月 17 日から 7 月 24 日、冬季を 1 月 23 日から 1 月 29 日に実施した。

(5) 騒音（道路）測定

調査地点を図 1-5 に示す。

調査は、幸田町県道 292 号線沿（野場地内）で行った。

調査項目は、音圧レベル（等価騒音レベル）を実施した。

調査は、12 月 17 日から 23 日の 7 日間連続測定を実施した。

(6) 農薬汚染調査

調査地点を図 1-6 に、調査項目の一覧表を表 1-10 に示す。

調査は、葵カントリークラブ（幸田町大字大草小沢 37-1）で行った。

調査項目は、農薬 6 項目（ダイアジノン、オキシシン銅、チオファネートメチル、バリダマイシン、ボスカリド、プロピザミド）を実施した。

調査は、12 月 23 日に実施した。

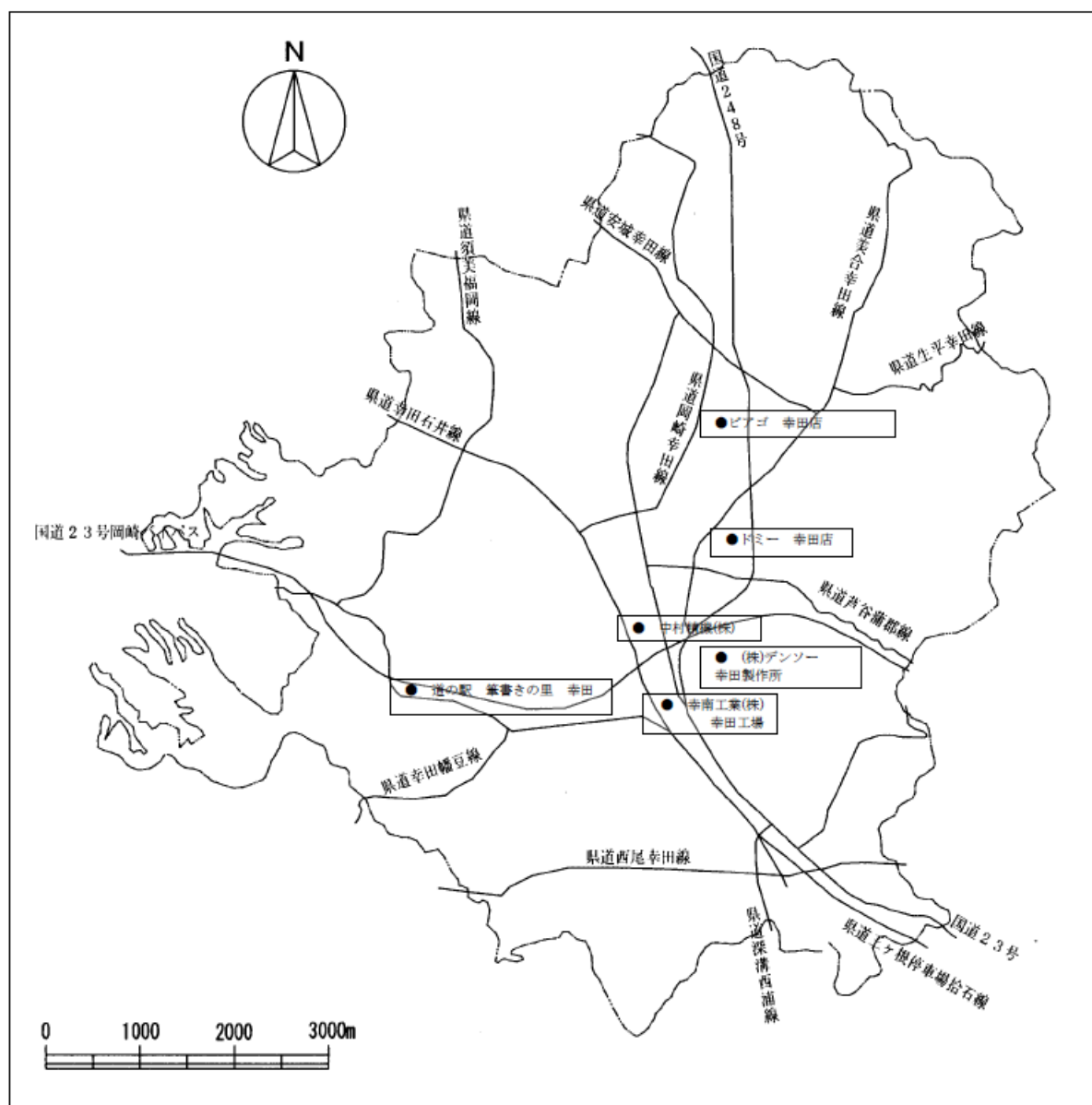


図1-1 水質検査（工場、事業所排水）調査地点

表1-4 水質検査（工場事業所排水） 調査項目一覧表

水質検査（工場事業所排水）			
項目		単位	排水基準 ^{注1}
生活環境項目（一般項目）	1 水素イオン濃度（pH）	－	5.8～8.6
	2 生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	120以下
	3 化学的酸素要求量（COD）	mg/L	120以下
	4 浮遊物質（SS）	mg/L	150以下
	5 溶存酸素量（DO）	mg/L	－
	6 n-ヘキサン抽出物質（動植物油・鉱物油）	mg/L	動植物油：30以下 鉱物油：5以下
	7 フェノール類含有量	mg/L	5以下
	8 銅	mg/L	3以下
	9 亜鉛	mg/L	2以下
	10 溶解性鉄	mg/L	10以下
	11 溶解性マンガン	mg/L	10以下
	12 全クロム	mg/L	2以下
	13 大腸菌数	CFU/mL	800以下
	14 窒素（加圧分解法）	mg/L	60以下
	15 全リン	mg/L	8以下
健康項目（有害物質）	16 カドミウム	mg/L	0.03以下
	17 シアン	mg/L	1以下
	18 有機リン	mg/L	1以下
	19 鉛	mg/L	0.1以下
	20 六価クロム	mg/L	0.2以下
	21 ひ素	mg/L	0.1以下
	22 総水銀	mg/L	0.005以下
	23 ふっ素	mg/L	8以下

注1：水質汚濁防止法に基づく一般排水基準（昭和46年総理府令第35号 改正：令和7年4月1日）

表1-5 水質検査（営業事業所排水） 調査項目一覧表

水質検査（営業事業所排水）			
項目		単位	排水基準 ^{注2}
（生活環境項目）	1 水素イオン濃度（pH）	－	5.8～8.6
	2 生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	120以下
	3 化学的酸素要求量（COD）	mg/L	120以下
	4 浮遊物質（SS）	mg/L	150以下
	5 溶存酸素量（DO）	mg/L	－
	6 大腸菌数	CFU/mL	800以下
その他	7 塩化物イオン	mg/L	－
	8 残留塩素	mg/L	－
	9 透視度	cm	－

注2：水質汚濁防止法に基づく一般排水基準（昭和46年総理府令第35号 改正：令和7年4月1日）

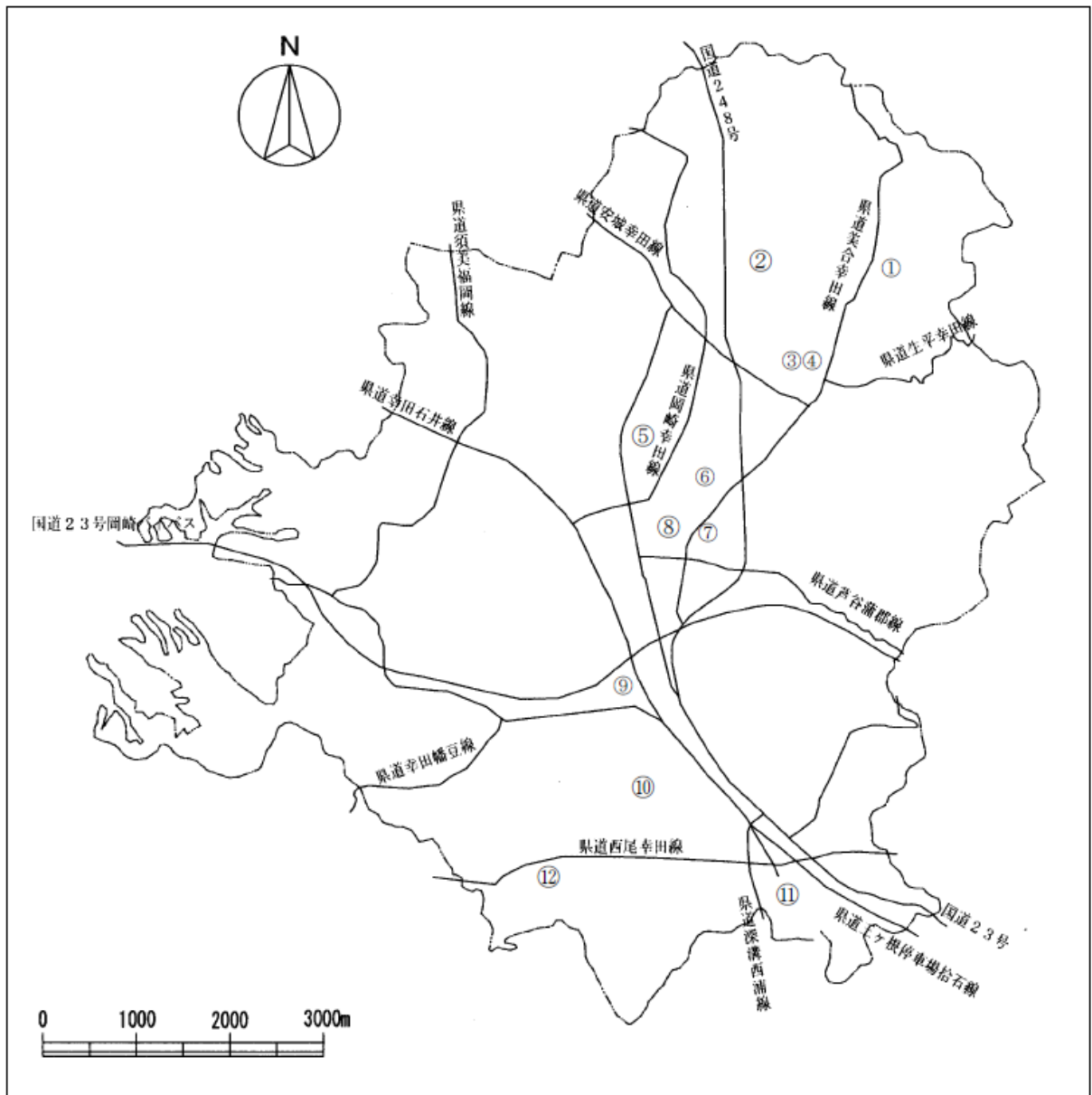


図1-2 地下水水質検査（井戸水）調査地点

表1-6 (1) 地下水水質検査 調査項目一覧表

地下水水質検査				
項目		単位	地下水基準 ^{注1}	<参考> 水道水質基準 ^{注2}
水道 水 質 基 準	1 一般細菌	個/mL	－	100以下
	2 大腸菌	－	－	検出されないこと
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	0.003以下
	4 鉛	mg/L	0.01以下	0.01以下
	5 ひ素	mg/L	0.01以下	0.01以下
	6 六価クロム	mg/L	0.02以下	0.02以下
	7 シアン	mg/L	検出されないこと (注3)	0.01以下
	8 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	10以下
	9 亜鉛	mg/L	－	1.0以下
	10 鉄	mg/L	－	0.3以下
	11 銅	mg/L	－	1.0以下
	12 ナトリウム	mg/L	－	200以下
	13 マンガン	mg/L	－	0.05以下
	14 塩化物イオン	mg/L	－	200以下
	15 全硬度	mg/L	－	300以下
	16 蒸発残留物	mg/L	－	500以下
	17 全有機炭素 (TOC)	mg/L	－	3以下
	18 水素イオン濃度 (pH)	－	－	5.8～8.6
	19 味	－	－	異常でないこと
	20 臭気	－	－	異常でないこと
	21 色度	度	－	5以下
	22 濁度	度	－	2以下
	23 総水銀	mg/L	0.0005以下	0.0005以下
	24 ふっ素	mg/L	0.8以下	0.8以下
	25 ほう素	mg/L	1以下	1.0以下
	26 セレン	mg/L	0.01以下	0.01以下

注1：地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日 環境庁告示第10号 改正：令7環告41）

注2：水道水質基準（平成15年5月30日厚生労働省令第101号 改正：令和6年4月1日）

注3：全シアンとしての基準

表1-6 (2) 地下水水質検査 調査項目一覧表

地下水水質検査				
項目		単位	地下水基準 ^{注4}	<参考> 水道水質基準 ^{注5}
揮 発 性 有 機 化 合 物	27 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.01以下
	28 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.01以下
	29 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.02以下
	30 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.002以下
	31 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.004以下 (注6)
	32 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.1以下 (注6)
	33 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下 (注7)	0.04以下 (注8)
	34 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.3以下 (注6)
	35 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	—
	36 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	—
	37 ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.01以下

注4：地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日 環境庁告示第10号 改正：令7環告41）

注5：水道水質基準（平成15年5月30日厚生労働省令第101号 改正：令和6年4月1日）

注6：水質管理目標設定項目の目標値

注7：1,2-ジクロロエチレンとしての基準

注8：シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとしての基準

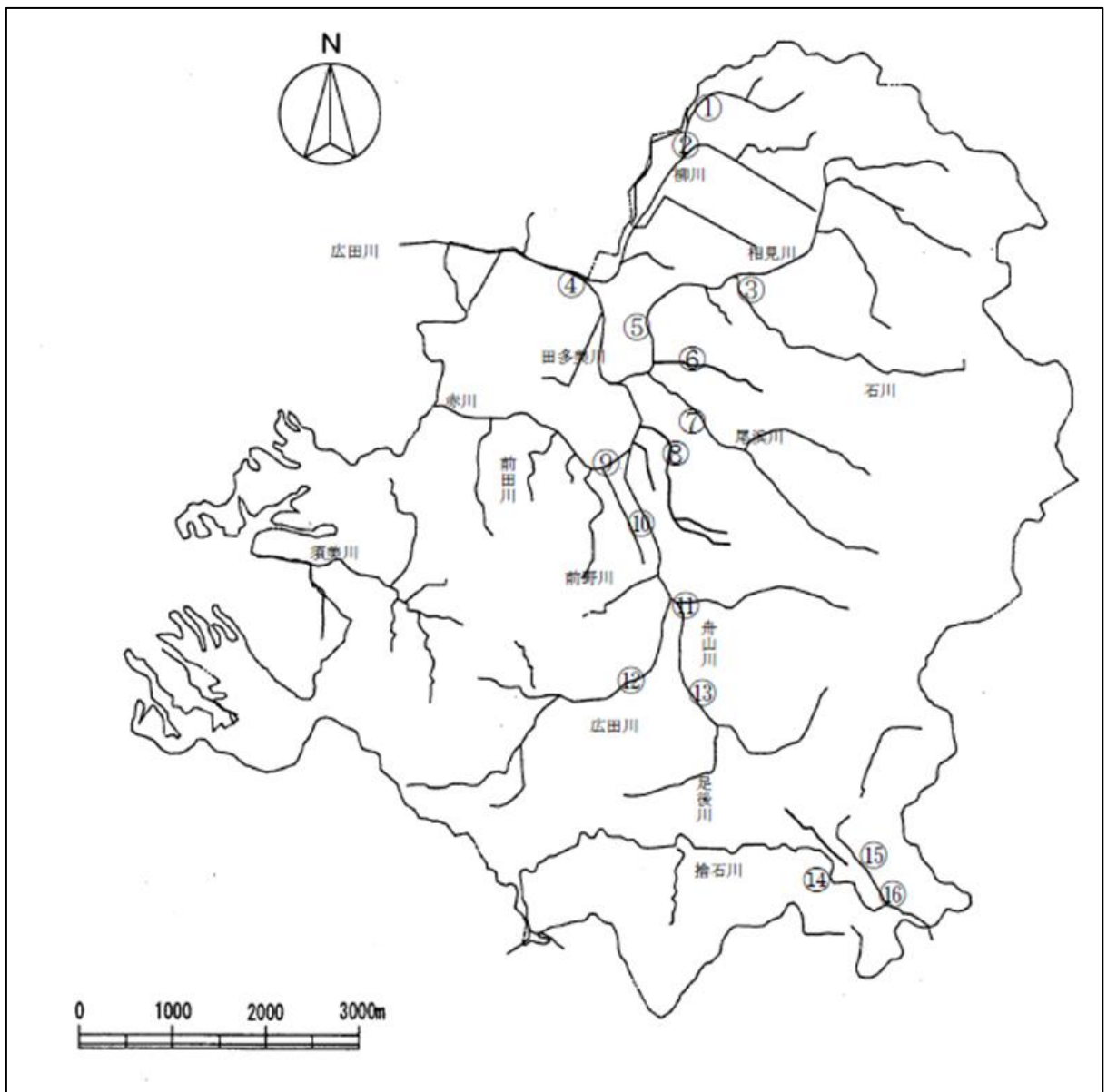


図1-3 河川水質検査調査地点

表1-7 河川水質検査 調査項目一覧表（夏季）

河川水質検査（夏季）			
項目		単位	環境基準（B類型） ^{注1}
生活環境項目（一般項目）	1 水素イオン濃度（pH）	—	6.5～8.5
	2 生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	3以下
	3 化学的酸素要求量（COD）	mg/L	—
	4 溶存酸素量（DO）	mg/L	5以上
	5 浮遊物質（SS）	mg/L	25以下
	6 大腸菌数	CFU/100mL	1000以下
	7 塩化物イオン	mg/L	—
	8 全窒素（加圧分解法）	mg/L	—
	9 全リン	mg/L	—
その他	1 気温	°C	—
	2 水温	°C	—
	3 透視度	cm	—
	4 色度	—	—
	5 臭気	—	—

注1：生活環境の保全に関する環境基準（河川）（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 改正：令7 環告35）

表1-8 河川水質検査 調査項目一覧表（冬季）

河川水質検査（冬季）			
項目		単位	環境基準（B類型） ^{注2}
（生活環境項目）	1 水素イオン濃度（pH）	—	6.5～8.5
	2 生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	3以下
	3 溶存酸素量（DO）	mg/L	5以上
	4 大腸菌数	CFU/100mL	1000以下
健康項目（有害物質）	1 カドミウム	mg/L	0.003以下
	2 全シアン	mg/L	検出されないこと
	3 鉛	mg/L	0.01以下
	4 六価クロム	mg/L	0.02以下
	5 ひ素	mg/L	0.01以下
	6 総水銀	mg/L	0.0005以下
	7 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと
	8 PCB	mg/L	検出されないこと
	9 有機リン	mg/L	—
	10 n-ヘキサン抽出物質	mg/L	—
その他	1 気温	℃	—
	2 水温	℃	—

注2：生活環境の保全に関する環境基準（河川）（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 改正：令7 環告35）

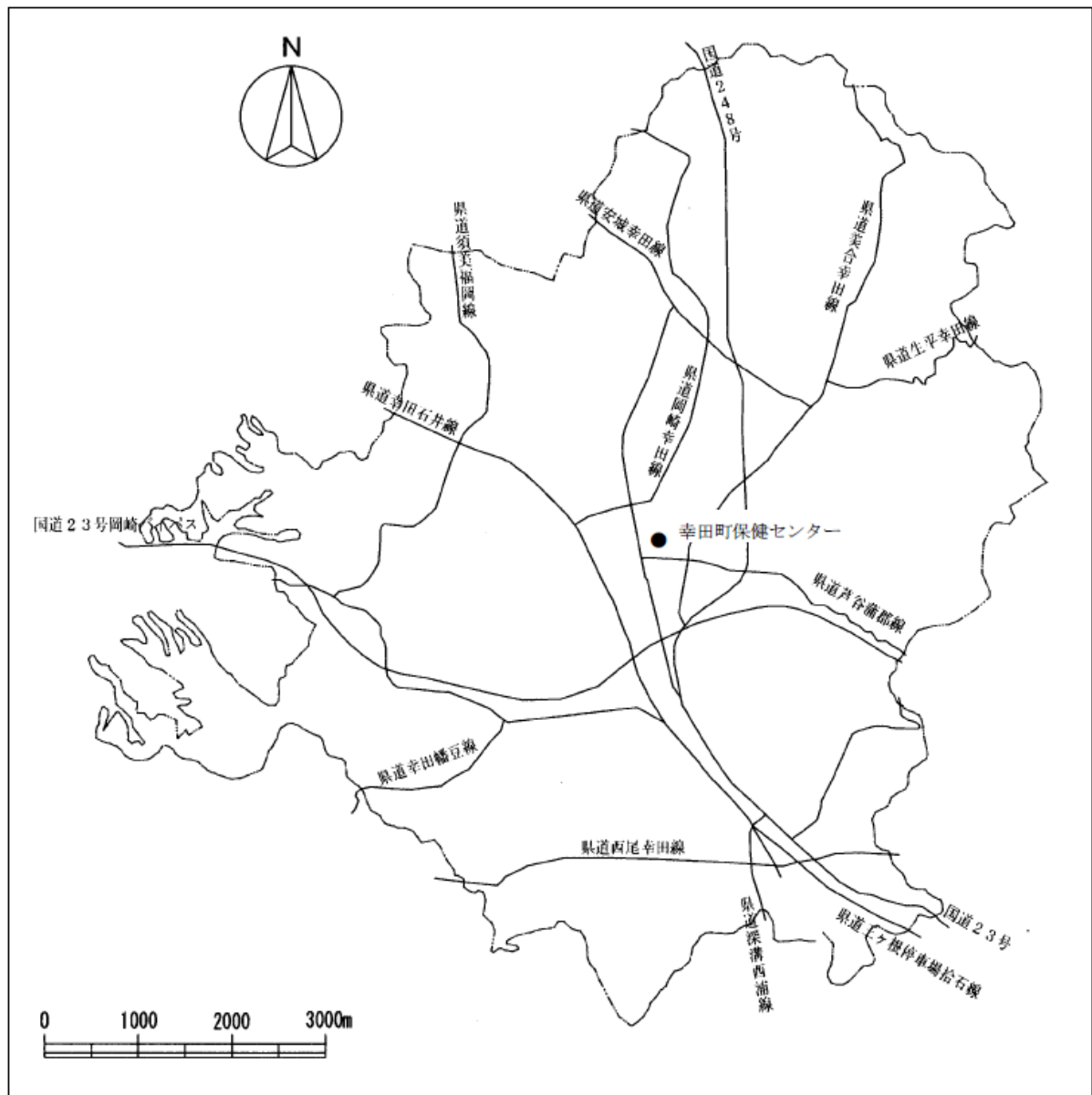


図1-4 大気質検査調査地点

表1-9 大気質検査 調査項目一覧表（夏季・冬季）

大気質検査（夏季・冬季）				
項目		単位	日平均値基準 ^{注1~4}	1時間値基準 ^{注2}
7 日 間 連 続 測 定	1 二酸化硫黄（SO ₂ ）	ppm	0.04以下	0.1以下
	2 二酸化窒素（NO ₂ ）	ppm	0.04～0.06以下	－
	3 一酸化炭素（CO）	ppm	10以下	20以下（注5）
	4 浮遊粒子状物質（SPM）	mg/m ³	0.10以下	0.20以下
	5 光化学オキシダント（Ox）	ppm	－	0.06以下
	6 ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	0.6以下（注6）	－
2 4 時 間 測 定	1 トリクロロエチレン	mg/m ³	0.13以下（注6）	－
	2 テトラクロロエチレン	mg/m ³	0.2以下（注6）	－
	3 ジクロロメタン	mg/m ³	0.15以下（注6）	－
	4 ベンゼン	mg/m ³	0.003以下（注6）	－

注1：二酸化窒素に係る環境基準（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号 改正：平8環告74）

注2：大気の汚染に係る環境基準（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 改正：平8環告73）

注3：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

（平成11年12月27日 環境庁告示第68号 改正：令和4環告89）

注4：ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準（平成9年2月4日 環境庁告示第4号 改正：平30環告100）

注5：1時間値の8時間平均値

注6：年平均値

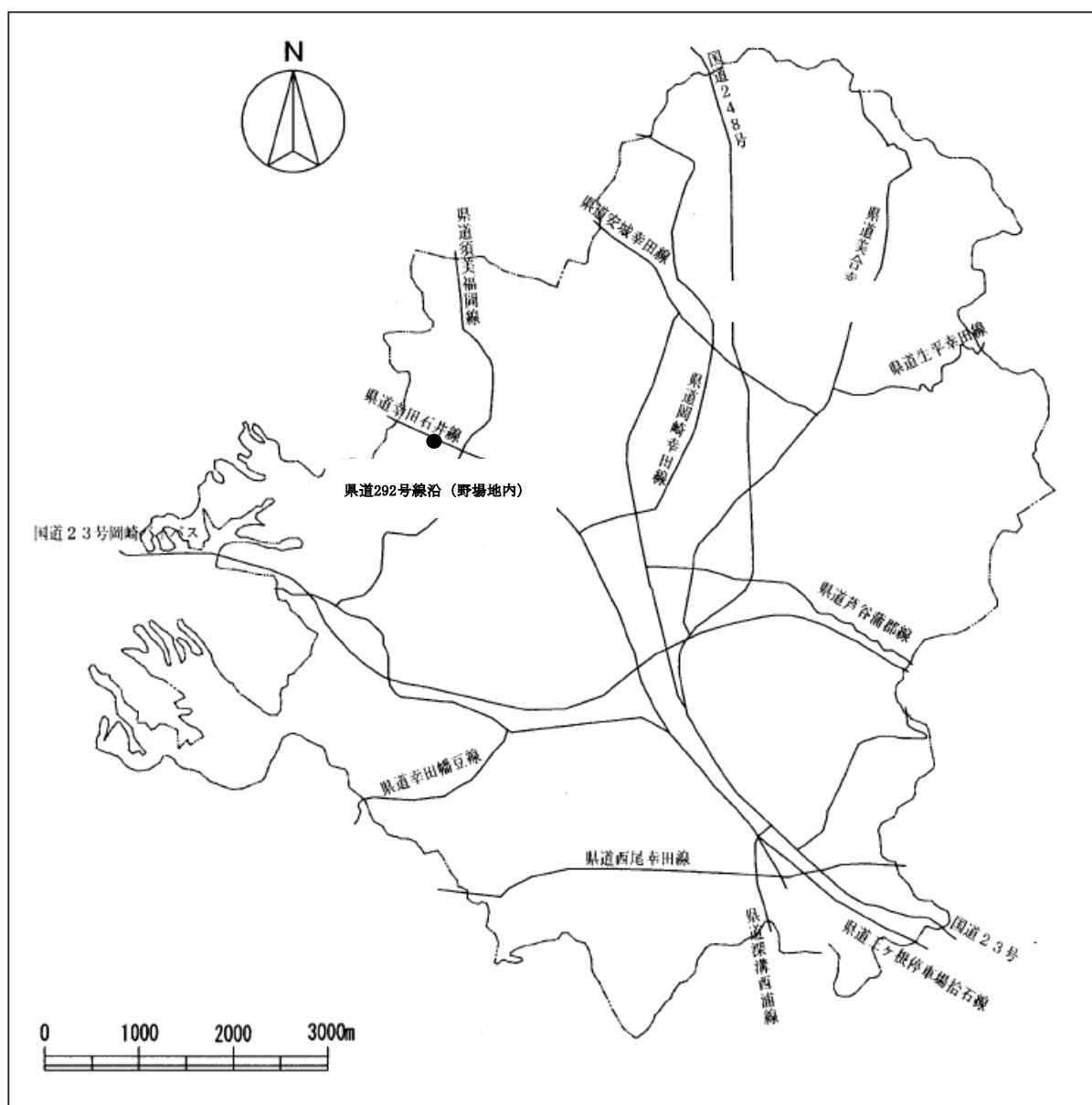


図1-5 騒音（道路）測定地点

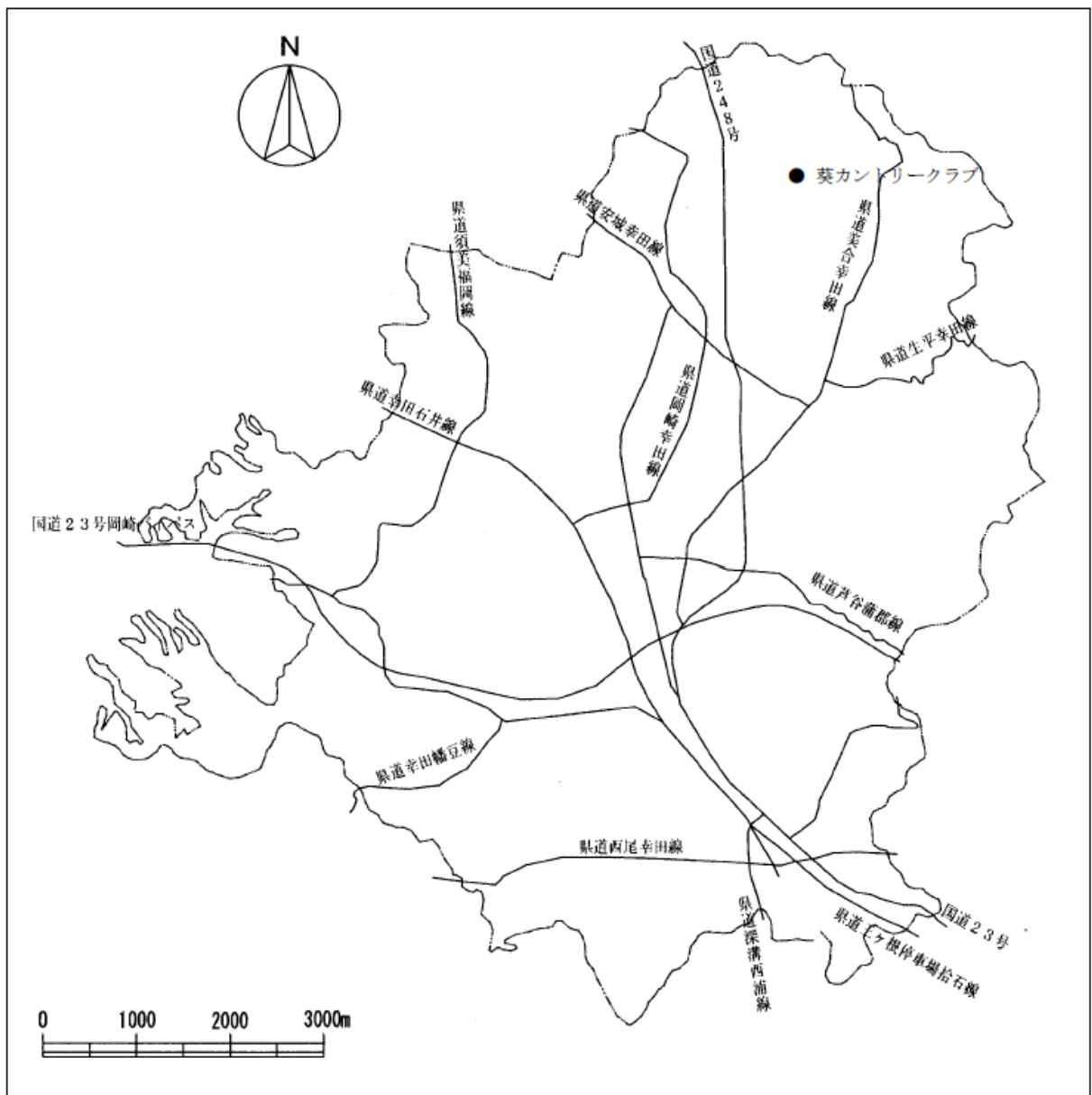


図1-6 農薬汚染調査地点

表1-10 農薬汚染調査 調査項目一覧表

農薬汚染調査		
項目	単位	指針値 ^{注1}
1 ダイアジノン	mg/L	0.02以下
2 オキシ銅	mg/L	0.2以下
3 チオファネートメチル	mg/L	3以下
4 バリダマイシン	mg/L	9.5以下
5 ポスカリド	mg/L	1.1以下
6 プロピザミド	mg/L	0.5以下

注1：ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る
指導指針（令和2年3月27日 環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）

2 調査方法

(1) 水質検査（工場、事業所排水）

水質検査（工場、事業所排水）調査方法を表 2-1 に示す。

表2-1 水質検査（工場、事業所排水）調査方法

調査項目	調査方法
水素イオン濃度（pH）	昭和46年総理府令第35号
生物化学的酸素要求量（BOD）	
化学的酸素要求量（COD）	
浮遊物質量（SS）	
溶存酸素量（DO）	
n-ヘキサン抽出物質（動植物油・鉱物油）	
フェノール類含有量	
銅	
亜鉛	
溶解性鉄	
溶解性マンガン	
全クロム	
大腸菌数	
窒素（加圧分解法）	
全リン	
カドミウム	
シアン	
有機リン	
鉛	
六価クロム	
ヒ素	
総水銀	
フッ素	

(2) 地下水水質検査（井戸水）

地下水水質検査（井戸水）の調査方法を表 2-2 に示す。

表2-2 水質調査方法

調査項目		調査方法
水道水 水質項目	一般細菌	上水試験方法Ⅳ-2 1. 4. 2 (2020年版)
	大腸菌	JIS K 0102-5 5. 6. 2 (2024)
	カドミウム	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第6
	鉛	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第6
	ひ素	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第6
	六価クロム	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第6
	シアン	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第12
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第13
	亜鉛	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第6
	鉄	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第6
	銅	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第6
	ナトリウム	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第20
	マンガン	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第6
	塩化物イオン	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第13
	全硬度	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第20
	蒸発残留物	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第23
	全有機炭素 (TOC)	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第30
	水素イオン濃度 (pH)	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第31
	味	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第33
	臭気	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第34
	色度	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第36
	濁度	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第41
	総水銀	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第7
	ふっ素	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第13
	ほう素	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第6
	セレン	平成15年厚生労働省告示第261号 (R7改正) 別表第6
揮発性有機化合物	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5. 2 (2023) ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法
	テトラクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	四塩化炭素	
	1, 2-ジクロロエタン	
	1, 1-ジクロロエチレン	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	
	1, 3-ジクロロプロペン	
	ベンゼン	

(3) 河川水質検査

河川水質検査の調査方法を表 2-3 に示す。

表2-3 河川水質調査方法

調査項目		調査方法
生（一般環境項目）	水素イオン濃度（pH）	JIS K 0102-1 12(2023)
	生物化学的酸素要求量（BOD）	JIS K 0102-1 18及び21.2(2023)
	化学的酸素要求量（COD）	JIS K 0102-1 17.2(2023)
	溶存酸素量（DO）	JIS K 0102-1 21.2(2023)
	浮遊物質（SS）	S46環告第59号付表9(R7改正)
	大腸菌数	JIS K 0102-5 5.6.2(2024)
	塩化物イオン	JIS K 0102-2 6.3(2022)
	全窒素（加圧分解法）	JIS K 0102-2 17.3(2022)
	全リン	JIS K 0102-2 18.4.1及び4.4(2022)
健康項目（有害物質）	カドミウム	JIS K 0102-3 14.5(2022)
	全シアン	S46環告第59号付表1(R7改正)
	鉛	JIS K 0102-3 13.5(2022)
	六価クロム	JIS K 0102-3 24.3.6(2022)
	ひ素	JIS K 0102-3 20.5(2022)
	総水銀	S46環告第59号付表2(R7改正)
	アルキル水銀	S46環告第59号付表3(R7改正)
	PCB	S46環告第59号付表4(R7改正)
	有機リン	JIS K 0102-4 7.2.1及び7.2.3(2024)
	n-ヘキサン抽出物質	JIS K 0102-1 22.5(2023)

(4) 大気質検査

大気質検査の調査方法を表 2-4 に示す。

表2-4 大気質調査方法一覧

項目	調査方法
二酸化硫黄（SO ₂ ）	環境大気常時監視マニュアル 第6版
二酸化窒素（NO ₂ ）	
一酸化炭素（CO）	
浮遊粒子状物質（SPM）	
光化学オキシダント（O ₃ ）	
ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（R4改正）
トリクロロエチレン	有害大気汚染物質測定方法マニュアル
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
ベンゼン	

(5) 騒音（道路）測定

騒音（道路）測定の調査方法を表 2-5 に示す。

表2-5 騒音（道路）測定 調査方法

項目	測定方法
音圧レベル (等価騒音レベル)	JIS C 1509-1に定める「サウンドレベルメーター」を用いて、JIS Z 8731に定める「環境騒音の表示・測定方法」に準じて実施。

(6) 農薬汚染調査

農薬汚染調査の調査方法を表 2-6 に示す。

表2-6 農薬汚染調査 調査方法

調査項目	調査方法
ダイアジノン	令和 2 年環水大土発第 2003271 号
オキシシン銅	
チオファネートメチル	
バリダマイシン	
ボスカリド	
プロピザミド	

3 調査結果

(1) 水質検査（工場、事業所排水）

幸田町内の9事業所（工場排水6事業所、浄化槽排水3事業所）の水質検査結果を表3-1（1）及び表3-1（2）に示す。

調査の結果、フタバ産業(株)須美工場の窒素含有量及び燐含有量が排水基準を超過した。その他の地点は、排水基準値に適合した。

表3-1（1） 水質検査（工場、事業所排水）結果

調査対象事業所		フタバ産業(株) 幸田工場	ピアゴ 幸田店	ドミー 幸田店	㈱デンソー 西尾製作所	幸南工業(株) 幸田工場	排水基準値 ^{注1}
調 査 日		2025年9月24日	2025年9月24日	2025年9月24日	2025年9月24日	2025年9月24日	—
水素イオン濃度（pH）	—	7.5(23℃)	7.2(23℃)	6.8(23℃)	7.2(23℃)	8.9(23℃)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	0.7	0.8	0.5未満	0.6	2.4	120以下（日間平均）
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	5.1	9.4	14	3.2	13	120以下（日間平均）
浮遊物質（SS）	mg/L	1	1未満	1	1未満	2	150以下（日間平均）
溶存酸素量	mg/L	7.9	7.4	3.6	8.2	17	—
鉱油類・動植物油脂類同時測定	mg/L	1.0	—	—	0.8	0.7	鉱油類:5以下 動植物油:30以下
フェノール類含有量	mg/L	0.025未満	—	—	0.025未満	0.025未満	5以下
銅含有量	mg/L	0.01	—	—	0.01未満	0.01未満	3以下
亜鉛含有量	mg/L	0.12	—	—	0.043	0.022	2以下
溶解性鉄含有量	mg/L	0.09	—	—	0.01未満	0.01	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.02	—	—	0.23	0.01	10以下
クロム含有量	mg/L	0.01未満	—	—	0.01未満	0.01未満	2以下
大腸菌数*	CFU/mL	0	0	0	0	0	800以下（日間平均）
窒素含有量	mg/L	4.8	—	—	4.1	2.1	60以下（日間平均）
燐含有量	mg/L	0.09	—	—	0.01	0.20	8以下（日間平均）
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003未満	—	—	0.003未満	0.003未満	0.03以下
シアン化合物	mg/L	0.1未満	—	—	0.1未満	0.1未満	1以下
有機りん化合物	mg/L	0.01未満	—	—	0.01未満	0.01未満	1以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	—	—	0.01未満	0.01未満	0.1以下
六価クロム化合物	mg/L	0.01未満	—	—	0.01未満	0.01未満	0.2以下
ひ素及びその化合物	mg/L	0.01未満	—	—	0.01未満	0.01未満	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満	—	—	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8未満	—	—	0.8未満	0.8未満	8以下

注1：水質汚濁防止法に基づく一般排水基準（昭和46年総理府令第35号 改正：令和7年4月1日）

*は環境基準値を超過したことを示す。

表3-1 (2) 水質検査（工場、事業所排水）結果

調査対象事業所		中村精機㈱	㈱ジェイテクトグライ ディングシステム	道の駅 筆柿の里・幸田	フタバ産業(株) 須美工場	排水基準値 ^{注1}
調 査 日		2025年9月24日	2025年9月24日	2025年9月24日	2025年9月24日	—
水素イオン濃度 (pH)	—	6.2(23℃)	7.0(23℃)	7.2(23℃)	6.5(23℃)	5.8～8.6
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	0.6	1.2	0.5未満	0.5未満	120以下 (日間平均)
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	14	4.0	6.3	14	120以下 (日間平均)
浮遊物質 (SS)	mg/L	3	2	1未満	3	150以下 (日間平均)
溶存酸素量	mg/L	9.0	8.5	6.2	6.1	—
鉱油類・動植物油脂類同時測定	mg/L	0.9	0.5未満	—	0.8	鉱油類:5以下 動植物油:30以下
フェノール類含有量	mg/L	0.025未満	0.025未満	—	0.025未満	5以下
銅含有量	mg/L	0.01未満	0.01未満	—	0.01未満	3以下
亜鉛含有量	mg/L	0.067	0.063	—	0.055	2以下
溶解性鉄含有量	mg/L	0.12	0.01未満	—	0.06	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.04	0.23	—	0.03	10以下
クロム含有量	mg/L	0.01未満	0.01未満	—	0.01未満	2以下
大腸菌数*	CFU/mL	0	0	0	0	800以下 (日間平均)
窒素含有量	mg/L	41	37	—	*78	60以下 (日間平均)
磷含有量	mg/L	5.9	0.09	—	*10	8以下 (日間平均)
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003未満	0.003未満	—	0.003未満	0.03以下
シアン化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	—	0.1未満	1以下
有機りん化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	—	0.01未満	1以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	—	0.01未満	0.1以下
六価クロム化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	—	0.01未満	0.2以下
ひ素及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	—	0.01未満	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	—	0.0005未満	0.005以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8未満	0.8未満	—	0.8未満	8以下

注1：水質汚濁防止法に基づく一般排水基準（昭和46年総理府令第35号 改正：令和7年4月1日）

*は環境基準値を超過したことを示す。

(2) 地下水水質検査(井戸水)

幸田町内の12地点の地下水調査結果を表3-2(1)及び表3-2(2)に示す。

調査の結果、地点①長嶺にて硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が地下水基準値を超過した。その他の地点は、地下水環境基準値に適合した。

また、地点②坂崎、③大草、④大草、⑪海谷は、水道水質基準値を適合しない結果であった。その他の地点は、水道水質基準値に適合した。

表3-2(1) 地下水水質検査結果

水質分析項目及び単位		①長嶺	②坂崎	③大草	④大草	⑤岩堀	⑥横落	地下水 環境基準 ^{注1}	<参考> 水道 水質基準 ^{注2}
一般細菌	個/mL	11	230	1未満	9	1未満	1未満	—	100以下
大腸菌	—	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.003以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.001	0.004	0.001未満	0.001	0.002	0.001未満	0.01以下	0.01以下
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0005以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.01以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001未満	0.01以下	0.01以下
六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.02以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	検出されないこと (*1)	0.01以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	*15	0.71	5.3	1.4	5.3	1.8	10以下	10以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.13	0.08未満	0.08未満	0.10	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.8以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下	1.0以下
亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.17	—	1.0以下
鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.04	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.06	—	0.3以下
銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.04	0.04	0.04	0.12	0.01	—	1.0以下
ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.6	3.3	4.9	11	9.4	17	—	200以下
マンガン及びその化合物	mg/L	0.17	0.10	0.040	0.12	0.007	0.005未満	—	0.05以下
塩化物イオン	mg/L	13	4.7	8.7	14	8.9	14	—	200以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	81	16	29	120	47	30	—	300以下
蒸発残留物	mg/L	250	71	95	200	140	130	—	500以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.4	0.4	0.3未満	0.3	0.3未満	0.3未満	—	3以下
水素イオン濃度(pH)	—	6.0	5.3	6.1	6.5	6.2	7.1	—	5.8～8.6
味	—	測定不可	測定不可	測定不可	測定不可	異常なし	異常なし	—	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常なし	カビ臭	土臭	異常なし	異常なし	—	異常でないこと
色度	度	0.5未満	5.2	0.7	0.5未満	0.5	1.2	—	5以下
濁度	度	0.1	1.1	0.1	0.1未満	0.2	0.2	—	2以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.002以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.028	0.01未満	0.01未満	0.1以下	0.1以下(*2)
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下(*3)	0.04以下(*4)
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0024	0.01以下	0.01以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.01以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.01以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下	0.004以下(*2)
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1以下	0.3以下(*2)
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.01以下
注1：地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号改正：令7環告41) 注2：水道水質基準(平成15年5月30日厚生労働省令第101号改正：令和6年4月1日) 注3：“*”は地下水環境基準値を超過した測定値である。 注4：測定値の下線「例 0.01」は水道水質基準値を超過した測定値である。									
(*1)：全シアンとしての基準 (*2)：水質管理目標設定項目の目標値 (*3)：1,2-ジクロロエチレンとしての基準 (*4)：シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとしての基準									

表3-2 (2) 地下水水質検査結果

水質分析項目及び単位		⑦萩	⑧桜坂	⑨上六栗	⑩六栗	⑪海谷	⑫逆川	地下水 環境基準 ^{注1}	<参考> 水道 水質基準 ^{注2}
一般細菌	個/mL	1未満	1未満	17	1未満	1未満	1未満	—	100以下
大腸菌	—	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.003以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002	0.001未満	0.002	0.01以下	0.01以下
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0005以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.01以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.01以下
六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.02以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	検出されないこと (※1)	0.01以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.1	2.5	2.0	7.2	1.2	4.3	10以下	10以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.09	0.8以下	0.8以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下	1.0以下
亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.02	0.01	0.12	—	1.0以下
鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	<u>0.50</u>	0.03未満	—	0.3以下
銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.02	0.10	0.01未満	0.24	—	1.0以下
ナトリウム及びその化合物	mg/L	10	9.0	5.0	8.4	12	13	—	200以下
マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.014	0.006	0.020	0.008	0.005未満	—	0.05以下
塩化物イオン	mg/L	12	9.1	6.5	13	12	22	—	200以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	18	53	21	85	130	55	—	300以下
蒸発残留物	mg/L	81	120	59	180	270	150	—	500以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3	—	3以下
水素イオン濃度（pH）	—	6.5	6.0	6.2	5.8	6.7	6.4	—	5.8～8.6
味	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	測定不可	異常なし	—	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	—	異常でないこと
色度	度	0.5未満	0.8	0.5未満	0.5未満	<u>14</u>	0.5未満	—	5以下
濁度	度	0.1未満	0.3	0.1	0.1未満	<u>2.5</u>	0.1未満	—	2以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.002以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下	0.1以下(※2)
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下(※3)	0.04以下(※4)
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下	0.01以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.01以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.01以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下	0.004以下(※2)
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1以下	0.3以下(※2)
1,3-ジクロロプロペン（D-D）	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.01以下

注1：地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日 環境庁告示第10号 改正：令7環告41）

注2：水道水質基準（平成15年5月30日厚生労働省令第101号 改正：令和8年4月1日）

注3：“*”は地下水環境基準値を超過した測定値である。

注4：測定値の下線「例 0.01」は水道水質基準値を超過した測定値である。

（※1）：全シアンとしての基準

（※2）：水質管理目標設定項目の目標値

（※3）：1,2-ジクロロエチレンとしての基準

（※4）：シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとしての基準

(3) 河川水質検査

幸田町内の 12 河川（全 16 地点）の水質検査の結果を表 3-3（1）～（4）に示す。

16 地点の生活環境項目の結果をみると、夏季は 14 地点が、冬季は 15 地点が環境基準値に適合した。

また、16 地点のうち 2 地点については重金属等有害項目の検査も実施し、2 地点ともに環境基準値に適合した。

表3-3（1） 河川水質検査結果（夏季）

河 川 名			柳川		石川	広田川	相見川	田多美川	尾浜川	前田川	環境 基準値 ^{注1} (B類型)	
採 水 地 点 No.			1	2	3	4	5	6	7	8		
採 水 地 点 名			稲熊野橋	楠橋	下橋	新田橋	新御殿橋	赤川宅裏橋	御櫻橋	前田橋		
採 水 月 日			2025年7月22日									
採 水 時 刻			10:00	9:30	10:25	10:55	11:20	11:30	11:55	13:30		
天 候			晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	-	
気 温		℃	32.6	33.2	33.6	35.1	35.5	34.7	34.4	34.2	-	
水 温		℃	27.9	27.4	26.2	29.0	28.8	31.9	30.5	33.9	-	
透 視 度		cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	-	
色 相		-	微緑色	微緑色	無色	微褐色	微緑褐色	微緑色	無色	無色	-	
臭 気		-	無臭	無臭	無臭	藻臭	微藻臭	微藻臭	無臭	無臭	-	
生 活 環 境 項 目	水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)		-	7.1	7.2	7.3	7.2	7.6	*9.6	7.7	*8.8	6.5以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量(BOD)		mg/L	0.5	0.5	0.7	0.8	0.5	2.6	1.0	0.9	3以下
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)		mg/L	3.2	4.1	2.9	4.3	4.3	5.7	5.3	3.5	-
	溶 存 酸 素 (DO)		mg/L	7.3	7.0	8.4	8.5	9.1	11	8.5	12	5以上
	浮 遊 物 質 量 (SS)		mg/L	5	9	4	8	8	6	5	3	25以下
	大 腸 菌 数		CFU/100mL	1.6×10 ²	1.9×10 ²	6.8×10	1.6×10 ²	1.9×10	0.1×10	4.2×10 ²	2.5×10 ²	1000以下
	塩 化 物 イ オ ン		mg/L	13	12	5.5	10	6.6	5.7	6.9	6.2	-
	全 窒 素		mg/L	0.82	1.4	1.3	1.3	1.5	1.2	1.1	1.4	-
	全 り ん		mg/L	0.049	0.070	0.071	0.13	0.10	0.093	0.092	0.069	-

注1：生活環境の保全に関する環境基準（河川）（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 改正：令7 環告35）

<：定量下限値より小の意。 >：示した値より大の意。

*は環境基準値を超過したことを示す。

表3-3 (2) 河川水質検査結果 (夏季)

河 川 名			赤川	広田川	前野川	広田川	舟山川	拾石川	足後川	拾石川	環境 基準値 ^{注1} (B類型)	
採 水 地 点 No.			9	10	11	12	13	14	15	16		
採 水 地 点 名			広田川合流	広田橋	前野橋	神前橋	中川橋	海谷橋	落合橋	堀留橋		
採 水 月 日			2025年7月22日									
採 水 時 刻			14:30	14:50	15:15	15:30	15:45	16:15	16:30	16:45		
天 候			晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	-	
気 温		℃	34.4	33.5	33.4	31.9	31.3	30.4	30.6	30.5	-	
水 温		℃	30.9	30.1	30.7	28.8	30.1	28.8	28.3	28.6	-	
透 視 度		cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	-	
色 相		-	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	-	
臭 気		-	微藻臭	無臭	微藻臭	微藻臭	微藻臭	藻臭	無臭	藻臭	-	
生 活 環 境 項 目	水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)		-	7.5	7.6	8.0	7.1	7.8	7.3	7.5	6.5以上 8.5以下	
	生物化学的酸素要求量(BOD)		mg/L	0.5未満	0.5未満	0.5	0.7	0.7	0.5未満	0.5未満	0.9	3以下
	化学的酸素要求量(COD)		mg/L	3.3	2.9	4.1	3.2	2.9	2.8	3.0	2.8	-
	溶 存 酸 素 (DO)		mg/L	8.2	8.2	8.0	7.8	9.3	8.4	9.3	8.3	5以上
	浮 遊 物 質 量 (SS)		mg/L	2	1	1	2	1未満	9	1	3	25以下
	大 腸 菌 数		CFU/100mL	1.0×10 ²	1.0×10 ²	1.1×10 ²	1.4×10	1.3×10	1.4×10	2.0×10	1.6×10	1000以下
	塩 化 物 イ オ ン		mg/L	17	21	43	7.5	12	8.9	8.0	8.6	-
	全 窒 素		mg/L	1.3	1.4	2.4	1.4	0.84	1.9	1.4	2.0	-
	全 り ん		mg/L	0.10	0.076	0.057	0.10	0.060	0.057	0.14	0.079	-

注1：生活環境の保全に関する環境基準（河川）（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 改正：令7 環告35）

<：定量下限値より小の意。 >：示した値より大の意。

*は環境基準値を超過したことを示す。

表3-3 (3) 河川水質検査結果 (冬季)

河 川 名			柳川		石川	広田川	相見川	田多美川	尾浜川	前田川	環境 基準値 ^{注1} (B類型)
採 水 地 点 No.			1	2	3	4	5	6	7	8	
採 水 地 点 名			稻熊野橋	楠橋	下橋	新田橋	新御殿橋	赤川宅裏橋	御櫻橋	前田橋	
採 水 月 日			2025年11月27日								
採 水 時 刻			9:35	9:50	10:10	10:35	10:50	11:10	11:25	11:40	
天 候			晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	-
気 温		℃	12.0	11.7	12.0	15.1	15.3	17.4	20.1	18.0	-
水 温		℃	14.4	13.7	12.9	12.9	12.9	13.6	15.0	16.9	-
生活環境項目	水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	-	7.0	7.3	7.4	7.2	7.6	8.0	7.1	* 10.2	6.5以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.1	0.7	1.2	1.1	1.8	2.2	1.2	2.3	3以下
	溶 存 酸 素 (DO)	mg/L	7.5	7.5	11	11	11	13	9.5	18	5以上
	大 腸 菌 数	CFU/100mL	140	260	62	82	40	93	230	37	1000以下
健康項目	カ ド ミ ウ ム	mg/L	—	—	—	0.0003未満	—	—	—	—	0.003以下
	全 シ ア ン	mg/L	—	—	—	0.1未満	—	—	—	—	検出されないこと
	鉛	mg/L	—	—	—	0.005未満	—	—	—	—	0.01以下
	六 価 ク ロ ム	mg/L	—	—	—	0.01未満	—	—	—	—	0.02以下
	砒 素	mg/L	—	—	—	0.005未満	—	—	—	—	0.01以下
	総 水 銀	mg/L	—	—	—	0.0005未満	—	—	—	—	0.0005以下
	ア ル キ ル 水 銀	mg/L	—	—	—	不検出	—	—	—	—	検出されないこと
	P C B	mg/L	—	—	—	不検出	—	—	—	—	検出されないこと
	有 機 リ ン	mg/L	—	—	—	0.01未満	—	—	—	—	-
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	—	—	—	1未満	—	—	—	—	-

注1：生活環境の保全に関する環境基準（河川）（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 改正：令7環告35）

<：定量下限値より小の意。 >：示した値より大の意。

*は環境基準値を超過したことを示す。

表3-3 (4) 河川水質検査結果 (冬季)

河 川 名			赤川	広田川	前野川	広田川	舟山川	拾石川	足後川	拾石川	環境 基準値 ^{注1} (B類型)	
採 水 地 点 No.			9	10	11	12	13	14	15	16		
採 水 地 点 名			広田川合流	広田橋	前野橋	神前橋	中川橋	海谷橋	落合橋	堀留橋		
採 水 月 日			2025年11月27日									
採 水 時 刻			11:50	12:05	13:10	13:20	13:35	14:00	14:15	14:30		
天 候			晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	-	
気 温 °C			19.2	19.3	19.8	18.3	18.0	17.4	17.0	17.2	-	
水 温 °C			16.4	18.0	16.7	15.4	15.3	14.1	16.0	15.0	-	
生活 環境 項目	水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)		-	8.1	8.4	8.0	7.2	7.6	7.9	7.5	7.7	6.5以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量(BOD)		mg/L	0.7	1.1	0.7	1.1	0.8	1.1	1.2	1.3	3以下
	溶 存 酸 素 (DO)		mg/L	12	14	10	10	12	11	11	11	5以上
	大 腸 菌 数		CFU/100mL	130	86	200	26	57	19	15	32	1000以下
健康 項目	カ ド ミ ウ ム		mg/L	—	—	—	—	—	0.0003未満	—	—	0.003以下
	全 シ ア ン		mg/L	—	—	—	—	—	0.1未満	—	—	検出されないこと
	鉛		mg/L	—	—	—	—	—	0.005未満	—	—	0.01以下
	六 価 ク ロ ム		mg/L	—	—	—	—	—	0.01未満	—	—	0.02以下
	砒 素		mg/L	—	—	—	—	—	0.005未満	—	—	0.01以下
	総 水 銀		mg/L	—	—	—	—	—	0.0005未満	—	—	0.0005以下
	ア ル キ ル 水 銀		mg/L	—	—	—	—	—	不検出	—	—	検出されないこと
	P C B		mg/L	—	—	—	—	—	不検出	—	—	検出されないこと
	有 機 リ ン		mg/L	—	—	—	—	—	0.01未満	—	—	-
	ノルマルヘキサン抽出物質		mg/L	—	—	—	—	—	1未満	—	—	-

注1：生活環境の保全に関する環境基準（河川）（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 改正：令7 環告35）

<：定量下限値より小の意。 >：示した値より大の意。

*は環境基準値を超過したことを示す。

(4) 大気質検査

幸田町地内の1地点にて行った大気質検査の結果を表3-4(1)～(3)に示す。
調査は夏季、冬季に各1回実施した。調査した全項目にて環境基準値に適合した。

表3-4(1) 大気質検査結果の概要

		夏季	冬季	環境基準値 ^{注1～2}
二酸化窒素	期 間 内 平 均 値 (ppm)	0.002	0.009	0.04～0.06以下
	1 時 間 最 高 値 (ppm)	0.005	0.025	—
二酸化硫黄	期 間 内 平 均 値 (ppm)	0.001	0.000	0.04以下
	1 時 間 最 高 値 (ppm)	0.001	0.002	0.1以下
浮遊粒子状物質	期 間 内 平 均 値 (mg/m ³)	0.019	0.009	0.10以下
	1 時 間 最 高 値 (mg/m ³)	0.064	0.030	0.20以下
一酸化炭素	期 間 内 平 均 値 (ppm)	0.1	0.3	10以下
	8 時 間 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.2	0.5	20以下
光化学オキシダント	期 間 内 平 均 値 (ppm)	0.013	0.024	—
	1 時 間 最 高 値 (ppm)	0.043	0.045	0.06以下
	日 平 均 最 高 値 (ppm)	0.016	0.036	—
	1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時)	0	0	—

注1：二酸化窒素に係る環境基準（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号 改正：平8環告74）

注2：大気の汚染に係る環境基準（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 改正：平8環告73）

表3-4(2) 有害大気汚染物質測定結果

		夏季	冬季	環境基準値 ^{注3}
ジクロロメタン	各季の結果 (mg/m ³)	0.00054	0.0011	—
	平均値 (mg/m ³)	0.00081		0.15以下 ^{*1}
ベンゼン	各季の結果 (mg/m ³)	0.00013	0.00096	—
	平均値 (mg/m ³)	0.00055		0.003以下 ^{*1}
トリクロロエチレン	各季の結果 (mg/m ³)	<0.000007	0.00011	—
	平均値 (mg/m ³)	0.000059		0.13以下 ^{*1}
テトラクロロエチレン	各季の結果 (mg/m ³)	<0.000016	0.000066	—
	平均値 (mg/m ³)	0.000041		0.2以下 ^{*1}

注3：ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準（平成9年2月4日 環境庁告示第4号 改正：平30環告100）

*1：年平均値

表3-4(3) ダイオキシン類測定結果

		夏季	冬季	環境基準値 ^{注4}
ダイオキシン類	各季の結果 (pg-TEQ/m ³)	0.0074	0.012	—
	平均値 (pg-TEQ/m ³)	0.010		0.6以下 ^{*2}

注4：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

（平成11年12月27日 環境庁告示第68号 改正：令和4環告89）

*2：年平均値

(5) 騒音（道路）測定

幸田町県道 292 号線沿（野場地内）の 1 地点で騒音測定した結果を表 3-5 に示す。
昼間、夜間ともに環境基準値及び要請限度に適合した。

表3-5 騒音（道路）測定結果

単位：dB

測定地点	調査日	昼間			夜間		
		調査結果	評価値 (平均値)	基準値 ^{注1}	調査結果	評価値 (平均値)	基準値 ^{注1}
県道292号線沿 (野場地内)	12月17日(水)	68	68	70 ^{*1}	64	64	65 ^{*1}
	12月18日(木)	69			65		
	12月19日(金)	68			64		
	12月20日(土)	68		75 ^{*2}	64		70 ^{*2}
	12月21日(日)	68			60		
	12月22日(月)	68			62		
	12月23日(火)	68			64		

注1：騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環告64 改正：平成24環告54）

*1：環境基準

*2：要請限度

(6) 農薬汚染調査

幸田町内ゴルフ場の調整池 1 地点の農薬汚染調査結果を表 3-6 に示す。
調査の結果、全ての項目で指針値以下であった。

表3-6 農薬汚染調査結果

水質検査項目	水質検査結果	指針値 ^{注1}
ダイアジノン（殺虫剤）	0.0002mg/L未満	0.02mg/L
オキシ銅（殺菌剤）	0.001mg/L未満	0.2mg/L
チオファネートメチル	0.001mg/L未満	3mg/L
バリダマイシン	0.01mg/L未満	9.5mg/L
ボスカリド	0.001mg/L未満	1.1mg/L
プロピザミド	0.028mg/L	0.5mg/L

注1：ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年3月27日 環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）